

平成30年8月1日 午前10時00分～11時30分

「春日井市歯と口腔の健康づくり推進条例について」 （愛知県 春日井市）

（対応していただいた皆様）

春日井市議会 事務局次長 大熊 高弘 様

春日井市健康福祉部健康増進課 課長 伊藤 様

春日井市健康福祉部健康増進課 課長補佐 寺尾 様

《調査事項》

● 春日井市歯と口腔の健康づくり推進条例について

《条例制定の目的》

- * 「歯と口腔」は食べる、話す、表情をつるなど、市民が日々の暮らしを楽しみ、自分らしさを表現するために欠かせないもの
- * 「歯と口腔」は歯周病が糖尿病に影響していることや、口腔機能の向上が要介護状態の悪化の予防に期待できる、との報告
- * 「歯と口腔の健康」が全身の健康にかかわりが大きいこと

以上から、市民が主体的に歯と口腔の健康に関心を持って、健康づくりに一層取り組み、生涯にわたる健康で質の高い生活を確保することを目的とする。

(1) 条例制定に至った背景、経緯について

「歯と口腔の健康」の試作を充実していくことが市民の健康長寿に繋がり、市の責務であると考えたため、条例を制定

- * 平成28年6月議会 一般質問「歯と口腔の健康づくりについて」
- * 平成28年～29年度 健康施策等推進協議会にて条例案の協議(4回)
- * 平成29年3月 1か月間の市民意見公募実施
- * 平成29年4月 条例案の決定～例規審査
- * 平成29年6月議会 上程、審議(当局提案)
- * 平成29年7月6日 交付、施工

(2) 条例の特色について

- * 第3条 胎児期から歯の基となる組織が作られるため、生まれる前から親の生活が大切であること
- * 第9条 災害時の歯と口腔のケアについて普及を図ること
- * その他 健康づくり基本条例に基づく計画で推進
市民の責務について規定している

(3) 条例制定後の施策・取組について

(29年度)

- * 広報誌で特集を組んで PR
- * リーフレットを2種類作成(市民向け・歯科医療関係者向け)
- * 条例制定記念講演を実施

- * 災害時の口腔管理について講演を実施

(30年度)

- * 無料歯科健診の対象年齢に20歳を追加
- * 現在策定中の「かすがい健康計画2023」において、条例と整合した取組みを検討

(4) 各施策を通して得られた効果及び課題について

(効果)

- * 条例制定による市の意思表示が図られた
- * 歯科健診対象年齢の拡大
- * 関係機関の連携の向上

(課題)

- * 条例内容の周知、普及
- * 拡充事業の受診率の向上(20歳、40歳の受診率が低い)
- * 医療連携システムにおける更なる連携の強化

(5) 条例制定から今後の展望について

- * 健康計画の改定の中で効果的な取組を検討
- * 特に20歳代、30歳代に対する啓発の推進
- * 市民が健康長寿で、質の高い生活を確保できるよう市全体で取り組む

「所感」

春日井市では健康づくり及び地域医療の確保に関する基本条例を平成25年に制定しています。更に、高齢化対策の一環として「歯と口腔の健康づくり推進条例」を平成29年に制定しています。主な取組としては、歯科医師会との定期的な意見交換会を行っていることや、災害時の口腔ケアについても歯科医師会との協定を締結して取り組むなど、岩倉市でもこれからの条例整備に向けて、歯科医師会などとの協議の必要性を強く感じました。(文責:鈴木)